

ASIA FOCUS NEWSLETTER

Newsletter

July 2026

本ニュースレターに関する お問い合わせ先

勝山 正雄
パートナー
+81 3 6271 9517
masao.katsuyama@bakermckenzie.com

富本 聖仁
パートナー
+81 3 6271 9710
seiichi.tomimoto@bakermckenzie.com

和田 卓也
パートナー
+81 3 6271 9716
takuya.wada@bakermckenzie.com

北村 裕幸
パートナー
+81 3 6271 9758
hiroyuki.kitamura@bakermckenzie.com

岡田 次弘
パートナー
+81 3 6271 9541
tsugihiko.okada@bakermckenzie.com

長谷川 匠
カウンセラー
+81 3 6271 9540
takumi.hasegawa@bakermckenzie.com

石井 勲
アソシエイト
+81 3 6271 9443
satoshi.ishii@bakermckenzie.com

平尾 俊紀
アソシエイト
+81 3 6271 9461
toshiki.hirao@bakermckenzie.com

Asia Focus Newsletter 2026 年 7 月版

Asia Focus Newsletter は、ベーカーマッケンジーのアジア地域におけるネットワークを最大限に活かし、日本企業の関心が高いと思われるアジア地域での近時のリーガル・ニュースを毎月タイムリーにお届けします。

詳細については、各見出しをクリックし、英語版をご覧ください。

オーストラリア：主要な各種労働関連法令の改正（2026/6/29）

オーストラリアでは、2026 年 7 月 1 日付で広範な労働法関連の法改正が行われた。主な改正事項としては、オーストラリア厚生労働委員会（FWC）による賃金水準の見直しを受けた最低賃金の引上げ、退職積立年金（Superannuation）制度における納付時期の変更（Payday Super）、退職積立年金計算の基礎となる Qualifying Earnings 概念の導入及び拠出上限額制度の新設、政府支給有給育児休暇の拡充、死産・出生後死亡時の有給育児休暇の取扱い、ビクトリア州における職場のセクシュアルハラスメント事案に関する秘密保持契約（NDA）の利用規制、並びにビクトリア州及び南オーストラリア州における労働者派遣ライセンス制度の強化が挙げられる。また、今後予定されている改正として、連邦政府による政府調達案件において使用者が労働協約を締結しているか否かを考慮要素とする制度の導入が予定されているほか、ビクトリア州における従業員の在宅勤務を要求できる権利を巡る動向にも留意が必要である。

フィリピン：データ侵害通知手続の更なる明確化（2026/6/4）

フィリピンの国家プライバシー委員会（NPC）は、データ侵害通知管理システム（DBNMS）を通じた個人データ侵害通知の提出手続に関する指針を公表した（Advisory No. 2026-02）。本アドバイザリーは、従来実務上見られた個人情報管理者（PIC）による矛盾する複数の申請の併用への注意喚起、DBNMS を通じた侵害通知申請によっても NPC Circular No. 16-03 に基づく 5 日以内の違反報告義務は継続する点の明示、並びに NPC による承認についての書面性要件の明確化を含む。

シンガポール：新オンライン安全委員会の業務開始（2026/6/23）

2026 年 6 月 29 日、オンライン安全（救済及び責任）法（OSRAA）に基づき設置されたオンライン被害者の救済を支援するオンライン安全委員会（OSC）が業務を開始した。OSC は、当初はオンライン上のハラスメント、性的画像の不正流布、児童画像悪用、ドッキング及びオンラインストーキングの 5 種類のオンライン被害に注力する想定である。OSC は、有害コンテンツの削除、アカウント停止及びアクセス遮断等を命じる権限を有しており、かかる権限を有する OSC のローンはオンライン被害者の保護及び救済手段の強化につながる事が期待され

る。また、同日 OSRAA 上の不法行為責任に係る規定が施行され、これにより被害者の救済策として、裁判所に対して損害賠償及び差止め命令等を求めることができることとされた。

タイ：PEA によるデータセンター向け支配権の変更制限の導入（2026/6/17）

2026 年 6 月 4 日に、地方配電公社（PEA）が、データセンター運営者及び大規模電力需要産業向けの電力使用者（Affected Power Users）の変更及び移転についての基準に関する告示を公布し、同月 5 日に施行された。本告示は、Affected Power Users に対して、電力使用開始日から 3 年間、支配権の変更を禁止し、当初株主が当該 Affected Power Users の株式の 50% 超を保持することが求められる。本告示により、タイのデータセンタープロジェクトの投資ストラクチャー、並びに PPA 上の担保実行及びステップインへ影響を及ぼす可能性があり、スポンサー及びレンダー双方による本告示の対応についての検討が必要である。

ベトナム：拡大生産者責任の新規制（2026/6/19）

2026 年 4 月 1 日、ベトナム政府は、製品及び包装のリサイクル責任並びに廃棄物処理に係る財政拠出を定める政令 110/2026/ND-CP を制定し、同年 5 月 25 日に施行された。同政令は、拡大生産者責任（EPR）について、対象事業者、義務主体、リサイクル率、国家 EPR 情報システムを通じた報告及び当該報告に関する独立監査の実施義務、並びに売上基準による上記義務の免除等を規定するものである。

ベトナム：社債に関する新政令（2026/6/25）

2026 年 6 月 5 日、ベトナム政府は国内社債の私募及び取引並びに国際市場での社債発行を規律する政令 200/2026/ND-CP を公布し、同日施行された。同政令は、一定の経過措置を除いて、旧政令を全面的に変更した。本政令によって、発行目的及び資金使途の明確化が図られ、発行体区分及び発行条件、個人投資家の適格性、非現金決済、サービス提供者の責任並びに継続的開示義務が厳格化される。これにより、社債市場の透明化、監督体制及び投資家保護の強化を図る内容となっている。

ベトナム：直接電力購入契約制度に関する新規制（2026/6/30）

2026 年 6 月 26 日、ベトナム政府は政令 No. 243/2026/ND-CP により、再エネ発電事業者及び大口需要家間との間の直接電力購入契約（DPPA）制度を規律してきた政令 57/2025/ND-CP に基づく従前の枠組みを改正した。私設送電網（自営線）を利用するフィジカル DPPA については、ライセンスを有する小売事業者の参加が認められたほか、フィジカル DPPA 取引及び屋根置き太陽光発電設備（RTS）の余剰電力販売に適用されてきた電力料金の上限規制が撤廃された。また、RTS 発電事業者による余剰電力の売電上限量についても、実発電量の最大 50% までに拡大された。全国送電網を利用する仮想 DPPA については、データセンター事業者及び EV 充電事業者の参加が認められたほか、電気小売業者が独立した電力購入者として又は大口需要家の代理人として行動できることとなるとともに、仮想 DPPA への参加手続の簡素化が図られた。



編集後記

今月号担当の和田、北村、石井、平尾です。

今月は、オーストラリアにおける労働法改正や、フィリピンでのデータ侵害通知手続の明確化、シンガポールでのオンライン安全委員会の発足など、企業の人事・コンプライアンス対応に関わる動きが見られました。また、タイやベトナムでは、投資やエネルギー、サステナビリティ分野における制度整備が進んでいます。各国で規制環境が変化する中、今後の動向にも引き続き注目が必要です。



和田



北村



石井



平尾